

令和3年7月会議

第13回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和3年7月26日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橋川利一
議席番号6番	多田平雄	議席番号12番	加藤栄三
議席番号7番	山崎弘子	議席番号13番	新倉賢一
議席番号8番	比留川晴雄	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号4番	細谷則子	議席番号5番	見上智
--------	------	--------	-----

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第24号 法第3条の規定による許可申請事案  
議案第25号 法第4条の規定による許可申請事案  
議案第26号 法第5条の規定による許可申請事案  
議案第27号 農用地利用集積計画決定事案  
議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案  
議案第29号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案  
報告第7号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

## 9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。一ヶ月のご無沙汰でした。暑い日が続いておりますが、コロナの方も相変わらずしっとも静まらなく、かえってこのところ高い波が来ている状態の中で、オリンピックが始まったのは良いけれど無観客と言うことで、何年も頑張ってこられたアスリート達は、かわいそうに思っています。そんな中農業委員会は通常通り開催と言うことで、頑張ってやって行きたいと思えます。

ただ今より第13回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、4番 細谷委員、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は12名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、1番 森山委員、2番 比留川スミ江委員のご兩名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております6月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。8月16日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。同日、県央地区農業委員会連合会 事務局長会議、厚木市内におきまして、局長が出席する予定でございます。同日、県央地区農業委員会連合会職員事務研究会 役員会、厚木市内におきまして、局長が出席する予定でございます。17日 第14回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日 第14回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 988㎡、法第4条許可申請1件 92.33㎡、法第5条許可申請1件 234㎡、農用地利用集積計画決定5件 9,178㎡、相続税納税猶予証明2件 11,871.91㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 3,261.15㎡、法第4条届出4件 1,271.59㎡、法第5条届出1件 131㎡、農地法適用除外処分1件 159.70㎡、農地改良届出1件 50㎡、合計18件 27,237.68㎡でございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号7番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号7番でございます。申請地は[REDACTED]地目畑、地積988㎡でございます。申請理由は農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。譲受人は、自作の畑2,973㎡、利用集積による畑990㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、トラクター2台、耕運機等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻、子夫婦の計4名、従事日数は365日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）報告いたします。本件につきまして7月19日第4班私その他、加藤委員、新倉委員、志澤推進委員、事務局4名合計8名で現地調査を行いました。なお本日の審議案件につきまして、全て同日同メンバーで調査を行いました。申請地の[REDACTED]につきましては、小松菜、ゴボウ、大根が作付けされており、農地として適切に管理されていたので、第4班といたしましては、問題なく許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件の担当委員は見上委員でございますが、本日は所要のため欠席されておりますが、事前に書面にて補足する事項等の報告をい

ただいておりますので、事務局より代読願います。

○事務局（田中総括副主幹） それでは代読させていただきます。本件につきまして地元委員として報告いたします。現地を確認しましたところ、農地として問題なく管理されておりました。申請人は ■■■歳と高齢ではありますが、■■■歳の息子さんも農業従事しており、農機具等の所有状況等からしても経営規模の拡大を図るために農地を取得することにつきまして、何ら問題は無いと判断いたします。皆様のご審議を宜しくお願いいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号2番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号2番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は■■■■■■■■■■の一部、地目畑、地積92.33㎡でございます。転用目的は駐車場、転用理由は自家用駐車場の新設のためとのことでございます。場所につきましては7ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及びコンクリート施工で、工期は31日間でございます。周辺への防除対策としましては、コンクリートの敷設により土砂の流出を防止するとともに、道路との境界に雨水排水設備を設置し、雨水の流出を防止します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第3種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番(橘川 利一君)報告いたします。申請地の[ ]につきましては、  
耕運でありました。農地転用の申請にあたり申請地の違反等は認められず、問題ない状態  
でした。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人と  
して出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長(古塩 貞夫君)参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、  
参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[ ]の一部、地積 92.33 m<sup>2</sup>の農地転用に  
係る農地法第4条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人([ ]君)申請人の代理人としてこちらに出席いたしました、[ ]と  
申します。よろしく願います。

1、転用を行う理由と、この地を選定した理由について、でございます。転用を行う理由は、  
申請人と同居する二人の子供が所有しております自家用車2台分の駐車場が無いので、新  
たに設置したいのですが、宅地は自宅の建物で面積が取られておりまして、駐車場を確保す  
る広さの余裕がございません。そのため自宅に隣接する所有農地の一部を利用して、駐車  
場を設置したいためです。この地を選定した理由は、申請人が所有している土地は自己居  
住用の宅地の他には、農地、地目畑の一筆のみでございます。申請地はこの農地の一部で  
す。農地全体として528 m<sup>2</sup>でございますが、このうち申請地の場所は自宅建物に隣接してい  
るうえ、自宅入口と同じ公道に面しております。利便性や駐車場としての安全性を考慮し  
公道との段差が少なく、駐車場として整理できる形状である場所で車の出入り及び2台分

の必要な面積 92.33 m<sup>2</sup>を申請地として選定いたしました。

2、土地利用計画及び施設概要について、申請地は自家用車2台分の駐車場として永年利用するものです。面積 92.33 m<sup>2</sup>全体をコンクリート打設する計画です。

3、転用計画と周辺への防除対策等について、申請地は宅地と民家の宅地の間に挟まれた、公道から奥に細長く伸びた農地でございます。この細長い農地を駐車場として転用いたしたいです。申請地は公道からなだらかな傾斜を帯びています。転用にあたっては安全性を考慮し傾斜部分に車を止めることを避けまして、傾斜の終わった所、公道から入りまして奥の部分となりますが、そこに車を止める計画をしています。周辺への防除対策は、申請地に隣接する農地はございません。

4、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工程として申請地が面している公道と段差となっている畑土を鋤取りし、なだらかなスロープに平坦地となるようにいたします。鋤取しました畑土は自己所有の農地に於いて再利用いたします。雨水対策として公道に面した敷地内に浸透柵2カ所を設置します。土砂が流れ出ない様にするために敷地全体にコンクリートを打設いたします。工期につきましては31日間予定しています。工事期間中につきましては、工事車両、資材の搬入搬出の際には誘導員を配置し、事故が発生しない様に注意いたします。工事に伴い公道の既製側溝が破損しない様に十分な養生をいたします。さらに第三者に対して工事現場であることが確認できるよう、入口に保安器具、誘導コーン等置くなど注意喚起する等し、事故防止に努めるようにいたします。

境界には民家の塀が建っておりますので工事により塀等破損しない様十分注意を払い施工いたします。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、申請地は宅地に挟まれた農地ですので、隣接する耕作者はいらっしゃいません。工事により直接影響のある民家に対しまして、転用計画があることを説明しております。

6、施設の管理計画について、定期的に浸透柵に設置したU字溝を点検し、清掃を行うことで良好な排水を保つように努めます。また、打設したコンクリートは必要に応じて補修、補強を行い駐車場として安全に利用できるように維持します。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）本件につきまして地元委員として発言いたします。7月3日申請人と代理人と介し説明を受けました。7月14日は第4班の一員として現地調査を行いました。詳細は今代理人が説明した通りです。申請人は少し身体を悪くしてしまっていて、農業経営は無理だと思います。転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番でございます。申請人は記載のとおりです。

申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計234㎡でございます。転用目的は資材置場、転用理由は資材の効率的な保管のためとのこととでございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は令和

3年9月10日から9月30日まででございます。周辺への防除対策としまして、申請地南東側の道路との境界につきましては、既存の擁壁を撤去し、道路の中心から2mの地点まで後退して施工をいたします。資材置場の周囲は単管パイプフェンス及び飛散防止板で仕切り、土砂等の流出を防止し、雨水は敷地内にて浸透処理いたします。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第3種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）報告いたします。申請地 [REDACTED] 外1筆につきましては、耕運状態でありました。農地転用の申請にあたり申請地の使用に違反等は認められず、特に問題ない状態でありました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED] 外1筆、地積合計234㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）皆さんおはようございます。申請人の代理人の [REDACTED] と申します。よろしくお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）借借人の [REDACTED] です。よろしくお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）それでは、1、転用を行う理由と、この地を選定した

理由について、現在利用している資材置場は市街区域にあり、狭く資材と廃材そして車両が混在しております。資材の出し入れ、塗装作業に伴い出る廃材等の処理作業に支障をきたしております。配置等を整理することで有効な土地利用をしたく、長尺ものの足場パイプ、廃材等を現資材置場から移動することにより、作業効率の向上及び事業の拡張につながると考えたためです。現資材置場から長尺ものと廃材を移動し、廃材集積保管後の処理をしやすいするためにロールアーム車用の2tコンテナを新しい所に置きたいです。この地を選定した理由は、現在市街化区域に資材置場がございまして、市街化区域、調整区域にわたり以前より適地を探しておりましたが、残念ながら市街化区域にありませんでした。置く資材の内容から野ざらし保管で対応できるので、調整区域を探した結果、現在の資材置場から直線で約2.6km、車で5~10分で行き来でき、地主の同意も得ることが出来ましたので申請地に選定しました。

2、土地利用計画及び施設概要について、土地利用計画は東側が道路で市街化区域についていまして、中心から2m下がって、単管パイプのフェンスで周りを囲む計画です。場内は砂利敷で整備します。砂利が飛散するといけないので、単管パイプの下部に飛散防止の板30ミリの厚さのものを、高さ10cm地面の中に入れて10cm上に出すような状態で設けます。土地利用の中としては長細い土地ですので、非常に使いやすく、奥に足場材の単管パイプ置場、真ん中どこに梯子、脚立を置きます。入り口付近に2tコンテナを置いて、ロールアーム車が来た時にしやすい形で、土地が良い形なので土地利用として考えています。

3、転用計画と周辺への防除対策等について、周辺には単管パイプ3mピッチなんです約50ミリの単管パイプを打って、高さ1m深さ1m合計2mの物を打ち込んで番線が3通りやって、下部に砂利の飛散防止の板を設置して、外にご迷惑をかけない様な形で考えております。

4、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、現場監督にお任せしているんですが、基本的に公共物の道路とかを掘削するとか、そういうことは作業的にはございません。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、地権者の方■■■■さんの所にお邪魔してご説明し、ご了解いただいています。耕作者の■■■■さんにもお話してご了解いただいています。地元農業委員加藤さんにもご説明しご了解いただいています。

○参考人(■■■■君) 6、施設の管理計画について、当方の職員達に十分精査し、周りに迷惑のかからない様な形ということで管理させて行こうと思っています。廃材

といっても人目の付かないところですので、燃えやすいものではなく、空き缶など潰したものをその中に捨てていこうということです。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）7月8日今お見えになった2人と面会し、説明を受けました。7月19日現地調査を行いました。説明としては今参考人が説明した通りなんですが、今現在不要物が撤去されて、不十分ながら耕運状態であると思います。申請人に聞くところによりますと、高齢であり農業経営は無理、道路のセットバック、フェンスの新設等の措置がされていますから転用として問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第27号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号43番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。議案第27

号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 43 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 39,253.30 m<sup>2</sup>、申請地は、  
外 3 筆、地目畑、地積合計 2,972 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 3 年間で  
す。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 18 年、通算 6 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は相続により農地を取得いたしましたが、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 39,253.30 m<sup>2</sup>は、自作の畑 24,307.30 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 14,946 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター 3 台、防除機 3 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、父の計 3 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。11 番 橘川委員

○11 番（橘川 利一君）報告いたします。申請地 外 3 筆は、一団の農地として管理されておりトウモロコシの収穫後が見受けられ、農地として適切に管理されておりました。耕作者の申請地の利用に何ら問題なく、第 4 班といたしましては権利設定の更新は妥当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）本日の議案につきまして、7 月 19 日第 4 班の方々と事務局計 8 名で現地調査をいたしました。申請地の 外 3 筆を確認しましたところ、トウモロコシの収穫の後の状態でありましたが適正に管理されておりました。今回 6 回目の継続と言うこともあり、農用地利用集積計画決定について問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 43 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 44 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 44 番でございます。申請人である賃貸人及び借借人は記載のとおりです。借借人の耕作面積は 1,546 m<sup>2</sup>、申請地は、XXXXXXXXXX外 2 筆、地目 田、現況畑、地積合計 756 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 24 年、通算 4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は所有する農地の 5 割強を貸し付けており、本件申請地は引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の借借人の状況でございますが、耕作面積の 1,546 m<sup>2</sup>は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 3 台、トラクターを保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。11 番 橘川委員

○11 番（橘川 利一君）報告いたします。申請地XXXXXXXXXXは、ナス、トマト、ネギ、サトイモ等が作付けされており、農地として適切に管理されておりました。耕作者の申請地の利用に何ら問題なく、第 4 班といたしましては権利設定の更新は妥当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）申請地XXXXXXXXXX外 2 筆の現地を確認しましたところ、

ネギ、ナス、サトイモ、オクラ等多品種が作付けされており、農地として適正に管理されておりました。今回4回目とあって農用地利用集積計画決定については問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号44番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号45番から整理番号47番は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は62,853㎡、申請地は、XXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計1,982㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和3年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号46番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。借人は整理番号45番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計1,982㎡、整理番号45番の畑に隣接する畑でございます。使用借人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、

整理番号 45 番と同一でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 47 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。借人は整理番号 45 番、46 番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX外 1 筆、地目畑、地積合計 1,486 m<sup>2</sup>、整理番号 46 番の畑に隣接する畑でございます。使用借人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 45 番、46 番と同一でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 62,853 m<sup>2</sup>は、綾瀬市におきまして自作の畑 3,864 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 11,394 m<sup>2</sup>で、海老名市におきまして自作の田 1,777 m<sup>2</sup>、畑 767 m<sup>2</sup>、利用集積による田 13,220 m<sup>2</sup>、畑 9,838 m<sup>2</sup>、厚木市におきまして利用集積による田 14,893 m<sup>2</sup>、愛川町におきまして自作の田 7,100 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。整理番号 46 番の農地の北側を約 5 a 所有しており、一帯で耕作される予定でございます。農機具は、トラクター 5 台、コンバイン等を保有しております。農業従事者は、法人代表者及び従業員 2 名の計 3 名、従事日数は 360 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。11 番 橘川委員

○11 番（橘川 利一君）報告いたします。申請地は現在の耕作者により、一団の農地として管理されており、トウモロコシが整然と栽培をされておりました。農地として適切に利用されてある畑である事から、設定期間が始まる 10 月 1 日からの利用集積につきまして、第 4 班といたしましては妥当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）申請地を確認しましたところ、橘川委員のお話の通りトウモロ



コシが作付けされており、現在適正に管理されておりました。使用借人におかれましては海老名、厚木、愛川で従業員2名で営んでおり、大変熱心に農業に取り組まれております。農用地利用集積計画決定におきまして問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号46番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号47番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第28号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号3番を議題といたします。事務局より説明を願ひます。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書20ページから23ページをご覧ください。議案第28号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号3番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX外12筆、地目田、畑及び山林、現況田及び畑、地積合計8,181㎡でございます。場所につきましては、22ページ、23ページの案内図をご参照願ひます。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願ひでございます。相続開始年月日は令和2年10月25日。都市計画区域等につきましては、XXXXXXXXXXのうちXXXXXXXXXXを除く4筆及びXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXは市街

化調整区域、農用地、[ ]及び[ ]から[ ]までの4筆は市街化調整区域、農用地外、[ ]は市街化区域でございます。平成4年11月13日付で生産緑地の指定を受けており、申請地は全て相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、田植機、バインダー、防除機を保有しており、農業従事者は、本人及び妻、母の計3名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告をお願いします。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）報告いたします。議案書22ページの申請地にはガラスハウスがあり、トマトの栽培とキュウリの収穫の跡が見受けられました。また、23ページの中ほどの[ ]、[ ]は草刈りの跡が見受けられ整地中でありました。地図の下に向かって[ ]、[ ]、[ ]は水田として耕作中であり、[ ]は整地中でした。その他の申請地は22ページと同様のハウスが建てられており、農地として管理されておりました。第4班といたしましては適格者証明をいたすことの適正について妥当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）地元委員として発言いたします。本件につきまして4月19日に第4班の現地調査員として現地を確認いたしました。それ以前に申請人に事案にかかる所の現状と今後の農地の利用、あるいは管理状況等の農業経営について聴取をいたしました。申請地は只今事務局並びに第4班の橘川代表から報告がありました通りであります。重複する部分があると思いますが、22ページの[ ]、[ ]、23ページの[ ]、[ ]外3筆の個所にはハウス施設があり、トマト、キュウリの栽培を年間域に渡り生産をされております。23ページ[ ]、[ ]につきましては田から畑に転換した地目でありまして、毎年野菜が作付けされております。[ ]、[ ]、[ ]、[ ]は水稻の作付けがされており、農地として活用されておりしっかりと管理されている状態であります。今後の農業経営について申請人は現状をしっかりと踏まえたうえで、今後の農業経営のさらなる向上に努めて参りたいと話しておられました。なお、申請人は専業農家として35年にわたりまして、経験をお持ちの方であり、地域の農業者のリーダーとして活躍中でありまして、以上のようなことを勘案しま

すと、地元委員といたしましては相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行に問題ないと判断しました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、同じく、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号4番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書24ページから26ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号4番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、[REDACTED]外6筆、地目畑及び原野、現況畑、地積合計3,690.91㎡でございます。場所につきましては、25ページ、26ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。相続開始年月日は令和2年11月20日。都市計画区域等につきましては、[REDACTED]から[REDACTED]は市街化区域でございまして、[REDACTED]及び[REDACTED]は平成4年11月13日付、[REDACTED]は平成13年12月27日付で生産緑地の指定を受けております。[REDACTED]は市街化調整区域、農用地でございまして、申請地は全て相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、防除機を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は150日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）報告いたします。議案書25ページの左上に位置する[REDACTED]、[REDACTED]は栗の木が植えられており、多少の下草はあるものの適正に管理されている様子が見受けられました。また、[REDACTED]はカボチャ、[REDACTED]はサトイモ、トマト、ナス、[REDACTED]外1筆にはサトイモ、ネギ、更に26ページの申請地には落花生、サトイモが栽培されており、

農地として管理されておりました。第4班といたしましては適格者証明をいたすことの方定について妥当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件の地域の担当委員は5番見上委員でございます。本日は所用のため欠席されておりますが、事前に書面にて補足する事項等の報告をいただいておりますので、事務局より代読願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは代読させていただきます。本件につきまして地元委員として報告いたします。現地を確認しましたところ、[REDACTED]、[REDACTED]の栗畑のほか、すべての畑に作物が栽培されており、相続開始以降も農地として問題なく管理されている状況を確認しました。

相続税の納税猶予に関する適格者の証明発行に問題は無いと判断いたします。皆様のご審議を宜しくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願回事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、願出のとおりで証明することに決定されました。

次に、議案第29号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書28ページから30ページをご覧ください。議案第29号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外3筆、地目畑、地積合計3,261.15㎡でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年6月27日から令和3年7月26日まででございます。相続開始年月日は、平成29年9月22日で、今回が1回目の証明願いでございます。申請地のうち[REDACTED]

■■■■■は市街化区域でございまして、平成4年11月13日付で生産緑地に指定されて  
ございます。■■■■■は市街化調整区域、農用地でございまして、場所につきましては、  
29ページ、30ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、トラクター、防除機  
等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は250日です。以上で  
ございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認して  
いただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）報告いたします。議案書29ページの申請地にはクリスマスローズ  
の栽培を確認し、また一部には竹林があり筍の栽培を行っているとの申請人から聞き取りを  
行いました。30ページの申請地には耕運状態であり、一部には大豆の苗が植えられており、  
農地として適正に管理されておりました。第4班といたしまして引き続き農業経営を行っ  
ている旨の証明を、いたすことのご決定について妥当であると判断いたしました。皆様のご審  
議よろしくお願いたします。以上です。

ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありま  
したらご発言願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）地元委員といたしまして意見を述べさせていただきます。先ほど橘  
川さんからご発言されました。重複すると思いますが、29ページの3筆について自宅のす  
ぐ脇に、かつてガラス張りの温室で父親が極楽鳥花の花を栽培されておりましたが、現在  
はクリスマスローズで、クリスマスローズは陽に当たってはいけないと言うことで、この  
土地のハウスの周辺は竹林でした。時期になりますと筍を掘り出して販売しているとのこ  
とで、二つの生産を行って活用されている状態でした。30ページの申請地は図面の左半分  
に津久井在来大豆が植えられており、東の半分はこれから蒔くんだと乾燥季、8月になる  
ので大変だとは思いますが、こちらも適正に管理されておりました。引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願いにしまして、証明書が発行に何ら問題ないと考えております。  
皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご  
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営  
を行っている旨の証明願事案、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第7号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（岩見事務局長）それでは、議案書の32ページをご覧ください。1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が4件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が1件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。内容につきましては、のちほど次長から説明いたします。

次に34、35ページをご覧ください。2の「農地改良届出処分」でございます。この届出は、農地の所有者又は、耕作者が農地の盛り土、又は掘削を施工し、土の入れ替え等を行う行為のうち、軽易なものについては農地法の許可によらず届出処分として取り扱うものでございます。面積が10a以内、盛土の高さ又は掘削の深さが1m以内、施工期間が3か月以内である要件をすべて具備する場合に適用いたします。本件につきまして、1件の届け出がありましたのでご報告いたします。申請人・申請地等は、それぞれ記載のとおりでございます。内容につきましては、のちほど次長から説明いたします。

次に36ページをご覧ください。3の「農地法適用除外処分」でございます。本件につきましては、農地法第5条第1項第1号の規定により、都道府県が農業の振興上必要とする場合に農地を農地以外に使用する際は、農地転用の許可不要となるものです。このたび、神奈川県県央地域県政総合センター所長から協議がありましたのでご報告いたします。賃貸人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。内容につきましては、のちほど次長から説明いたします。

○次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の32ページをご覧ください。1の「転用届出に係る事務処理」農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号11番から14番の4件でございます。転用の内容は、整理番号11番が共同住宅敷地、12番が事務所、13番が通路、14番が工場敷地で、地積合計1,271.59㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。続きまして、33ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号15番でございます。転用の内容は、駐車場で、地積

131㎡でございます。専決処分に付した日付けは、令和3年7月13日でございます。次に34ページをご覧ください。2の「農地改良届出処分」整理番号1番でございます。先程、ご審議いただきました6ページの議案第25号で許可相当とされました事案におきまして、施工の際に発生した土を活用して、湿地のかさ上げのため農地改良を行うとのことでございます。施工業者及び工事期間は、記載のとおりでございます。次に36ページをご覧ください。3の「農地法適用除外処分」整理番号1番でございます。現在、神奈川県が行っております早川春日原地区の農道整備工事に伴い、農地を仮設道路、資材置場及び作業用敷地として、農地の所有者及び耕作者の同意を得て令和3年9月26日までの間、一時的に転用するものでございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）


○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第7号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第13回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


10時47分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 スミ江 

綾瀬市農業委員会委員

森山 謙治 